

令和6年度 第5回行財政改革推進本部会議要旨

日時：令和6年12月2日（月）

午前9時35分～午前9時55分

会場：庁議室

【審議事項】

・職員提案制度の見直しについて

(1) 背景

職員提案制度については、職員の業務に対する創意工夫を奨励し、勤労意欲と士気の高揚を図り、業務改善を行うことで市民サービスを増進することを目的に、平成18年度から実施しているが、平成30年度以降は提案がないまま現在に至っており、本年10月に実施した職員アンケートの結果からも発案の難しさや提案のしづらさなどの課題が散見され、当該制度の見直しが必要となっている。

また、現在、本市では、東日本大震災からの復旧・復興事業（ソフト事業を除く。）が完結し、令和7年度をもって第2期復興・創生期間の満了を迎えるが、本市が実施する事務事業については、震災以前よりも増加していることや業務内容の多様化・高度化が進んでいるほか、職員定員適正化計画等による職員数の減少もあり、本市職員のマンパワー不足が顕著となっている。

このような状況から、DXの推進等により業務の効率化・能率化が強く求められており、業務改善に対する職員のより一層の意識醸成とその実践が重要となっている。

(2) 目的

職員提案制度の見直しを行い、職員の業務に対する創意工夫をより効果的に奨励し、職員の業務改善意識の向上を目指す。

(3) 主な内容

1 募集対象の変更（「提案型」から「報告型」への移行）

現在の職員提案制度は、既存の業務の見直しや改善を提案するものであるが、提案の検討に時間や労力を要することや提案対象の業務を所掌する部課等が、その実現可能性を検討しなければならないなど、提案するに当たって、一定の負担や支障が生じている。

このため、新制度においては、職員個人や所属課が実際に取り組んだ業務改善の事例を報告する仕組みに変更し、現行制度の課題と言える負担や支障を軽減することで、応募しやすい制度に転換を図ることとする。

また、新制度においては、改善の実例が庁内に広く発信されることとなり、他の職員もこれを実践する機会が創出され、庁内全体の業務の効率化・能率化が期

待できる。

2 審査方法の見直し

① 職員による投票制度の導入

新制度においては、第1次審査として職員による投票制度を導入することとし、職員の参加意識を醸成し、業務改善に対するモチベーションの触発につなげるほか、新制度の認知度や関心度の向上を図る。

② 審査機関の見直し

現行制度においては、行財政改革推進本部を審査機関として位置付けているが、職員投票制度の導入に伴い、審査機関のスリム化を図る。

なお、当該審査機関においては、第1次審査の結果を踏まえて、第2次審査を行うこととする。

【審査委員会】

委員長	総務部長
副委員長	総務部次長
委員	復興企画部CIO補佐官、総合支所長のうち委員長が指名する者（1人）、総務部総務課長、同部行政経営課長、同部財政課長、同部人事課長、復興企画部政策企画課長及び同部DX推進課長

③ その他

「報告型」に適した審査項目の設定、形式審査の導入など所要の見直しを行う。

3 業務改善強化月間の設定

庁内全体で業務改善に取り組みやすい雰囲気を醸成するため、業務改善強化月間を設け、業務改善策を紹介する情報の庁内発信のほか、業務改善研修を同時期に開催するなど、職員の業務改善意識の向上をより一層促進する。

4 募集期間の設定

現行制度では、随時応募を受け付けているが、期間を限定した募集方法へ変更することで、職員の応募意欲を刺激するほか、新制度の周知機会が創出できるため、当該制度の認知度や関心度の更なる向上が期待される。

5 表彰等

現行制度では、得点により受賞対象を決定しているが、新制度においては、評価基準による点数化は継続して行うものの、順位や内容により受賞対象を決定す

る仕組みへ変更する。

また、最優秀賞の受賞者については、人事記録への登載を行い、人事考課の参考とする。

(4) 今後の予定

令和7年	1月	石巻市職員提案制度実施要綱の全部改正及び新制度の庁内周知
	8月	業務改善強化月間の実施
	10月	改善報告の募集
令和8年	2月	表彰

以上